

—本とふれあい、すくすく育つ子どもたちを—

第三次国立市子ども読書活動推進計画

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度



平成31(2019)年4月

国立市教育委員会

第三次国立市子ども読書活動推進計画 目次

はじめに	… 1
◎ 第三次国立市子ども読書活動推進計画の策定に当たって	
I 国立市子ども読書活動推進計画（第二次計画）の検証と課題	… 2
1 国・東京都の動向と計画の位置付け	
（1）国の動向	
（2）都の動向	
（3）計画の位置付け	
2 国立市における子ども読書活動	
（1）東京都による子どもの読書状況調査	
（2）国立市内の関連施設における活動状況	
3 計画の検証（成果と課題）	
（1）子どもの読書環境の整備	
（2）人材育成と地域での支援体制作り	
（3）関連機関の連携緊密化	
（4）計画の数値目標	
■第二次国立市子ども読書活動推進計画事業の点検評価	
II 第三次国立市子ども読書活動推進計画の基本方針	… 19
1 計画の性格	
2 計画の期間と対象年齢	
3 計画の基本方針	
（1）子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供	
（2）子どもを取り巻く読書環境の整備	
（3）関連機関の連携緊密化	
III 第三次国立市子ども読書活動推進計画	… 22
1 重点取組	
（1）乳幼児とその保護者へのアプローチ	
（2）小学生へのサポート	
（3）中学生・高校生などYA世代へのサポート	
（4）学校教育、社会教育機関相互の連携強化	
（5）市民ボランティア・地域団体等のマンパワーの活用	
（6）特別な支援を必要とする子どもへの支援	
2 第三次国立市子ども読書活動推進計画事業一覧	
3 計画の実現に向けて	
参考資料	… 30
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料2 文字・活字文化振興法	

- 資料 3 国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 資料 4 策定委員会委員名簿
- 資料 5 策定委員会開催経過
- 資料 6 図書館児童サービスの現状
- 資料 7 図書館蔵書資料数・貸出数
- 資料 8 国立市内公立学校図書館 蔵書・貸出数
- 資料 9 平成 29 年度 国立市内公立学校図書館 読書活動への取組
- 資料 10 国立市内保育園・幼稚園の状況
- 資料 11 国立市施設の児童書調査
- 資料 12 国立市内の書店等調査
- 資料 13 パブリックコメントの概要

はじめに

◎ 第三次国立市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

国立市においては、地域による子ども文庫活動が図書館の設置に大きく寄与し開館を導いてから、早いもので44年が経ちました。本市図書館の歩みは、子どもへの読書活動の歴史でもあります。

平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と示されましたが、本市ではそれよりも以前から、読書活動は子どもの成長過程において有意義なものであるとして、地域の人々の活動や、図書館事業の中に位置付けてきました。

読書の楽しみは、子どもの生活を明るくし、生きることの喜びとなり、読書から得た幅広い知識は、課題解決の力となって、未来を生き抜く力となります。近年は、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及により、本によらずとも簡単に情報が手に入る状況です。しかし、読書は、単に文字を読むということにとどまらず、文章の意味や、文字に表れない部分である筆者の意図、感情について考え、さらにはその社会的背景等まで読み解く力を身に付けることができるのです。

このような視点において、主体的な学習活動でもある読書活動に、子どもたちがこれからの人生の長い期間をかけて取り組む上で、図書館の果たす役割は大きなものがあります。国立市総合基本計画における生涯学習の環境づくりを具現するためにも、すべての子どもたちが、学校、家庭、地域、図書館などのあらゆる場所、あらゆる機会において自主的に読書活動を行い、心身ともに健やかに成長していける基盤を作っていくことが重要です。

「第三次国立市子ども読書活動推進計画」では、国立市が、子どもたちを取り巻く様々な地域の資源と連携を図り、子どもの発達段階に合わせた読書活動について環境整備と支援を行い、また、特別な支援を必要とする子どもとその保護者への取組も推進していくこととしました。今後も、第一次、第二次計画の目標を引き継ぎ、子どもたちの読書活動をより一層推進していきます。

結びに、本計画の策定に当たり、パブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様や、貴重なご意見等をいただきました図書館協議会委員をはじめとする関係機関の方々に心より御礼申し上げ、本計画の前文とさせていただきます。

平成31年4月
国立市教育委員会

I 国立市子ども読書活動推進計画（第二次計画）の 検証と課題

1 国・東京都の動向と計画の位置付け

（１）国の動向

平成１３年１２月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、制定されました。その中で、国、都道府県及び市町村はそれぞれ、読書活動推進計画の策定に努め、公表しなければならないこと、読書環境の整備は地方公共団体の責務であることが明記されました。

平成１４年８月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）が閣議決定を受けて策定されました。

平成１７年７月には「文字・活字文化振興法」が公布、制定され、読書を支えるために果たす国と地方公共団体における役割が明記されました。

さらに、平成１８年には教育の基本理念にかかわる「教育基本法」の６０年ぶりとなる改正が行われ、家庭教育及び幼児期の教育の重要性と、地方公共団体の保護者への学習機会と家庭教育の支援の必要性が明記されました。合わせて学校、家庭、地域住民等の教育における連携協力についても、その必要性を明らかにしています。

平成２０年には「社会教育法」、「図書館法」が改正され、学校・地域・社会教育施設の連携と、公共の事業として市民の学習成果を活用しての教育活動の機会を提供することが明記されました。

そして、平成２０年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）が策定され、第一次計画を継続推進することになりました。

平成２５年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）を策定し、国の施策の方向性として平成２４年から平成３４年までの１０年間で不読率^１を半減させることを目標としました。この間、平成２０年度及び２１年度に告示された学習指導要領の総則には読書活動推進の重要性が示されています。

平成２６年６月には学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置付けられました。

平成３０年４月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）が策定され、引き続き不読率の数値目標を定めています。加えて「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」などの方策を定めました。

（２）都の動向

東京都では平成１３年１２月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を

^１ 不読率

１か月で１冊も本を読まなかった子どもの割合。未読者率と表す場合もある。

受けて、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成15年度から平成19年度まで）を策定しました。また、その後、平成21年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間：平成21年度から25年度まで）を策定し、計画期間の5年間で不読率を半減させることを目標とし、取組を推進してきました。

この間、東京都では新学習指導要領の実施に伴い、平成23年度から公立学校を対象として、活字に親しむ学校づくりを通して、言語能力の向上を図るために、言語能力推進事業を開始しました。この取組は現在も継続して実施しています。

平成25年4月に策定した「東京都教育ビジョン（第三次）」では主要施策2として「思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進」を掲げ、「(略)その基礎となる読書や文章を書くことによって習得する日本語力は、子供たちが社会で生きていく上で、欠くことのできない力である」としています。

平成27年2月には「第三次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間：平成27年度から平成31年度まで）を策定し、不読率の更なる改善、読書の質の向上、読書環境の整備を目標として現在、取組を推進しています。

（3）計画の位置付け

本計画は、今後5年間に渡る国立市の基本方針と具体的な施策を明らかにするものです。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条の基本理念では「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。発達段階に応じて子どもの読書活動を推進するに当たっては、地域の子どもやその保護者に最も近い立場にある市としての役割は非常に重要です。

国立市では、第二次計画で設けられた目標の達成度や行われた取組の効果について点検評価を行い、適切な推進が図られるよう努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。それを踏まえて、新たに今回「第三次国立市子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定するものです。

2 国立市における子ども読書活動

国立市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成20年11月に「国立市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）

（計画期間：平成20年度から平成24年度まで）を策定しました。この計画では、「子どもが読書に親しむための環境の整備」「子どもと本を結び付ける人材の育成と地域での支援体制作り」「子どもの読書活動を支援する関連機関の

連携緊密化」という3つの目標を掲げ、市の各機関で実施されている子どもの読書活動推進に係る事業の把握・検証や、子どもへの読書情報発信等の充実に取り組みました。

平成25年10月に策定した「第二次国立市子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）（計画期間：平成25年度から平成30年度まで）では、第一次計画の成果と課題を踏まえて、「学齢前の子どもの支援」、「小学生・中学生など義務教育世代への支援」、「高校生・大学生などYA世代への支援」、「子育て世代への支援」、「学校図書館と市立図書館との連携緊密化」、「市民ボランティア、関連機関・地域団体との連携」の6つを重点取組として定義し、実施事業の充実等による成果向上を目指すほか、読書に関連した多様なイベントの実施により、子ども読書活動事業の定着化や幅広い市民への情報発信を図りました。

（１）東京都による子どもの読書状況調査

東京都が都内の小学生から高校生を対象に、隔年で実施している『「児童・生徒の読書状況」等に関する調査』において、平成29年度の調査結果は、以下のとおりとなっています。

【平成29年度 児童・生徒の読書状況調査等の結果について】

（平成29年9月上旬～9月中旬：都内公立学校の児童・生徒を対象、各学年5%を目安に抽出）

図1								
Q. この1か月間に、本、新聞、雑誌、学習参考書、調べものをするための資料などを読みましたか。(%)								
東京都	対象	読んだ	読んでいない	無回答	国立市	読んだ	読んでいない	無回答
	小1	92.4	6.0	1.6		92.3	0.0	7.7
	小2	90.4	7.9	1.7		100.0	0.0	0.0
	小3	89.9	9.0	1.1		60.0	37.1	2.9
	小4	94.5	4.8	0.7		89.7	6.9	3.4
	小5	94.7	4.6	0.6		88.0	8.0	4.0
	小6	96.2	3.3	0.5		96.6	3.4	0.0
	中1	93.0	6.2	0.8		93.3	6.7	0.0
	中2	91.3	8.1	0.6		90.9	9.1	0.0
	中3	91.0	8.2	0.7		100.0	0.0	0.0
	高1	85.8	14.0	0.2				
	高2	77.3	22.3	0.5				
	高3	81.7	17.6	0.7				
	高4	72.3	26.9	0.8				

また、図2は平成21年度から平成29年度の同調査における「この1か月に本を読みましたか。」という設問に対して、全く読んでいないと回答した児童を未読者とし、その割合（不読率）を表したものです。

図2

1か月間に1冊も本を読まない未読者率（不読率）（％）						
調査地域	対象	H21	H23	H25	H27	H29
国立市	小学生平均	1.6	5.5	8.6	8.3	3.3
	中学生平均	24.9	21.8	17.3	10.5	5.4
東京都	小学生平均	7.6	7.3	4.0	4.1	3.8
	中学生平均	23.8	21.7	12.2	11.5	10.5
（参考）全国	小学生平均	5.4	6.2	5.3	4.8	5.6
	中学生平均	13.2	16.2	16.9	13.4	15.0

図2によると、国立市では平成21年度から平成29年度にかけて、中学生は不読率が減少しています。小学生は、不読率が減少傾向にあるといえますが、年度ごとにばらつきもみられます。

これらの評価として国立市では、これまでの子どもの読書活動推進に係る事業施策に一定の効果がみられ、恒常的に読書活動に親しむ環境がある程度整ってきたといえます。

ただ、各種調査を分析すると、抽出調査ではあるが、小学生と中学生とで不読率に大きく差があり、図1による調査では小3の不読率が突出して高いなど、学年ごとにばらつきがあります。これらの原因について検討し、現事業の質の向上や新規事業の実施などにより対策を講じていく必要があります。

（2）国立市内の関連施設における活動状況

国立市の子どもに関わる施設等における、子ども読書活動に関する状況は、以下のとおりです。

ア．公立小・中学校（巻末資料8、9参照）

公立の小・中学校においては、全校で朝読書を実施しているほか、学校司書²等や図書委員会による図書だよりを定期的に発行しています。また、図書館事業「学校おはなし会³」の活用をはじめ、保護者や地域の方々による読み聞かせ、教職員の推薦図書紹介など、低学年のころから読書活動に親しみやすい取組を行っています。

² 学校司書

小中学校の学校図書館で図書に関する業務を行う。各校に専任1名を配置。

³ 学校おはなし会

図書館のおはなしボランティアを市内小学校の教室等に派遣し、おはなし会を実施する事業。国立市では、図書館創立当初から行われている。

なお、全校の学校図書館に学校司書を配置しており、平成25年度からは、夏季休業期間中のプール開放日に学校図書館を開館し、学校司書が担当する体制となっています。

全校の学校図書館が、平成23年度に図書資料のデータベース化を完了しました。平成24年度以降、子どもたちは各学校図書館に1台ずつ設置されたパソコンで、円滑に図書検索や貸出作業ができるようになっていました。また、平成25年度にはパソコンを2台に増設し、読書活動に加え、調べ学習を効率的に進められる環境となっています。

イ. 図書館（巻末資料6、7参照）

（ア）書架・選書等

児童およびYA（ヤングアダルト）⁴サービスの担当職員が、それぞれ選書および書架構成を担当しています。児童書は資料の収集・選書について、現物資料を実際に見てから購入決定する方法を採用していますが、各市立学校の学習範囲に合わせた資料の貸出に応えるため、学校司書との連携・情報交換を積極的に行い、各校の要望に応じた資料の収集にも努めています。

中央図書館二階は児童書専用のフロア（以下「児童室」という。）となっており、児童サービス担当職員による資料案内やレファレンス（読書相談）など、児童書に関する丁寧な対応が可能となっています。また、中高生への推薦図書を集めた書架スペース「YAコーナー」が、図書館全館・全分室に設置されています。なお、市内5ヶ所の中央図書館分室の書架については、各分室の利用率が高いと思われる、分室近隣に在住する子どもと保護者を対象とした本を重点的に収集しています。

児童およびYAサービス担当職員は、日々の業務経験や研修等により知識・サービスの向上に努めており、推薦図書リストの発行や、「ブックマラソン⁵」事業における推薦図書の選定を行っています。選定にあたっては、物語からノンフィクションまで幅広い分野の本を対象とすることで、文字の習得、語彙力の向上だけでなく、本を通じて子どもたちの様々な興味・関心分野を引き出せるよう配慮しています。

（イ）主催行事等

◆児童サービスの定例事業

中央図書館では「おはなしのへや」にて、2歳以上の幼児を対象に絵本の読み聞かせをする「えほんのじかん」、5歳以上の子どもが対象のおはなし会「おはなしのじかん」、乳幼児とその保護者向けに手遊びを交えた絵本の読み聞かせを行う「おひざにだっこできくえほんよみのじかん」（以下「おひざにだっ

⁴ YA（ヤングアダルト）

中高生を中心とした、10代の若者のことを指す。「大人と子どもの間の世代」と位置付けられ、年齢に応じた読書サービスが求められている。

⁵ ブックマラソン

市内および図書館協定利用の小学生を対象に、推薦図書リストとすごろくが印刷されたシートを配布し、リストの本を読み終えるごとに図書館ですごろくにスタンプを押してもらうという読書イベント。シートは低・中・高学年向けの3種類があり、各シートの図書を全冊読破した児童に賞状を授与する。スタンプラリー形式により読書の達成感等を得やすいことから、子どもたちの読書習慣形成の一助となることを目的に、2015年度からくにたち図書館を中心に実施している。

こ」という。)、そして紙芝居の読み聞かせをする「かみしばいのじかん」を定期的に実施しています。

「えほんのじかん」と「おひざにだっこ」では、図書館主催の絵本の読み聞かせボランティア講座を受講したボランティアと図書館職員が読み聞かせを行っています。「おはなしのじかん」は「くにたちお話の会」、「かみしばいのじかん」も市民ボランティアの協力のもとで実施しています。

また、北市民プラザ図書館や各分室でも、利用者の年齢層に応じて中央図書館同様の定期的な絵本の読み聞かせやおはなし会を実施しています。

◆企画事業、展示等

児童サービスでは毎年度、小・中学生の長期休業期間に合わせて、本にまつわる工作、講演会、人形劇、16ミリフィルム映画会など、様々な読書関連イベントを企画しています。また、中央図書館や分館では担当職員による本の特集・展示コーナーなどを随時実施しています。

YAサービスでは、平成23年度から中高校生を中心としたボランティアの実行委員会「YAすたっふ」を組織しており、毎年度、YAすたっふが企画する講演会やワークショップを開催しています。YAすたっふは、中央図書館のYAコーナーの特集展示や、おすすめの図書を紹介する「YAペーパー」の発行など、様々な企画に携わっています。

また、一橋大学の図書サークル「えんのした」との連携企画を実施するなど、YA世代の意見を取り入れることで、図書館利用の少なくなるYA世代の興味を喚起するような企画や資料の収集に努めています。

(ウ) 関連施設・団体への支援事業の実施

◆おはなしボランティア派遣事業（巻末資料6参照）

国立市で40年以上にわたり「おはなし」（ストーリーテリング⁶）の活動をしている団体「くにたちお話の会」の協力のもと、小学校でのおはなし会を実施しています。当事業は、図書館開館時より実施しており、高い評価を得ています。近年、その実施回数は増加傾向であり、学校での読書活動推進事業の一つとして、より積極的に活用されています。

なお、平成24年度からは事業対象を幼児まで広げ、保育園・幼稚園でのおはなし会を実施しています。

◆絵本読み聞かせボランティア派遣事業

図書館で絵本の読み聞かせ定例行事「えほんのじかん」「おひざにだっこ」を中心に活動している絵本の読み聞かせボランティアを、要望に応じて市内の公立施設等に派遣しています。現在は、学童保育所、子ども家庭支援センターの親子向け事業に毎月派遣しており、絵本の読み聞かせや手遊びなどを行っています。

⁶ ストーリーテリング

または素語りなどと言う。語り手がおはなし（昔話や創作の物語）をすべて覚え、本を見ずに物語を語って聞かせること。聞き手に直接語りかけることは、子どもたちの集中力を鍛え、語感や想像力を豊かにする、などといった読書の素地を作ることにつながると思われます。

◆団体貸出

図書館に団体登録している施設や地域団体等を対象にした特別貸出サービスです。通常より長期間、100冊程度の児童書を貸出しています。現在、資料の整備等が難しい公立保育園の保護者会や学童保育所による利用が中心です。

また、小中学校の学校司書や教職員からの依頼に基づく団体貸出も随時行っています。各校からの要望時期・関連図書分野は集中することが多いため、要望に応じた様々な資料を職員が選別し、団体貸出を行っています。

◆児童書のリサイクル

児童書は一般書と比較して、資料の買い替え期間が短く、絵本や幼年向けの資料は複数冊所蔵しているものが多くあります。利用の少なくなった資料や古くなった資料は、除籍後、児童書のリサイクルコーナーや、市内教育関連施設等を対象に行う児童書リサイクル事業にて無償配布することにより、所蔵資料の適切かつ有用な再活用を図っています。

◆まちかど絵本棚（巻末資料11参照）

市内の公共施設7ヶ所に、誰もが自由に手にとって読むことができる「まちかど絵本棚」を設置しています。所蔵資料の管理は設置施設が行いますが、蔵書の充実のために児童書リサイクル活用の案内などを行っています。

◆図書館見学会の実施

市内の学校の要望に応じて、小学2・3年生を対象にした図書館見学会を実施しています。見学会のなかで所蔵資料の紹介や貸出、おはなし会を実施することにより、その後の読書活動につながるようにしています。

◆学校図書館との連携

平成22年度に学校指導課(現教育指導支援課)と学校図書館マニュアルを作成し、学校図書館運営支援を行いました。また、学校司書の研修などに図書館職員も出席し、情報交換の場を設けることで、学校図書館との連携を図っています。

(エ) その他読書活動関連サービス等

◆多文化・多言語サービス

中央図書館児童室では、小学校での英語教育開始や、外国語を母語とする子どもたちの読書活動支援のため、英語・中国語・韓国語の児童書を収集しています。平成24年度には、洋書専用の書架および日本語と外国語が併記された本のコーナーを設置しました。

◆特別な支援を必要とする子どもへのサービス

特別支援学級での学校おはなし会を実施しています。

ウ. 公民館

公民館図書室では、図書館による団体貸出を活用して、児童書を常時100冊程度設置しているほか、保育室では、図書館の児童書リサイクルなどを利用し、乳幼児向けの絵本を設置しています。

エ. 保健センター

平成25年度までは、保健センターでの1歳6ヶ月児健康診断の際に、保健センターの協力のもと、図書館の児童サービス担当職員と図書館ボランティアが、乳幼児とその保護者を対象にした絵本の読み聞かせを行ってきました。

平成26年度からは、3・4ヶ月児健診時の「ブックスタート⁷」事業に移行しています。ここでは、親子で絵本を開くことの楽しさや、コミュニケーションツールとしての絵本の活用法等について紹介しています。その後、実際に絵本の読み聞かせを体験してもらい、読んだ本の進呈を行っています。

保健センターは「まちかど絵本棚」の設置施設であり、利用者は来館時に気軽に児童書を手に取ることができます。

オ. 保育園、幼稚園（巻末資料10、11参照）

保育園・幼稚園等の幼児教育施設の多くは、図書館への来館や、団体貸出、児童書リサイクルなどを活用して、保育所での本の貸出や、蔵書の整備、本に関連した人形劇などを行っており、日頃から読書関連事業に親しんでいるといえます。

また、平成23年度に拡大された、保育園・幼稚園でのおはなし会を、毎年定期的に利用している保育所も増えてきています。

カ. 児童館、学童保育所、子ども家庭支援センター

児童館では「おはようコケッコー」、学童保育所では「カンガルー広場」、子ども家庭支援センターでは「子育てひろば」という名称で、乳幼児と保護者を対象にした親子の交流事業を実施しています。これらの事業のなかで、図書館のボランティア派遣事業を活用した、絵本の読み聞かせを行っています。

児童館と子ども家庭支援センターの施設内には「まちかど絵本棚」をはじめとした児童書を所蔵しています。また、学童保育所では小学校の長期休業期間に図書館事業の団体貸出を活用して、より多くの児童書を利用できるようにしています。

キ. くにたち郷土文化館

くにたち郷土文化館では、企画展の開催に合わせた図録や、子ども向けの地域資料を作成し、図書館や学校へ配布しています。また、資料の定期的な配布、献本を続けると同時に、地域資料の収集に努め、それらを活用した学習支援を実施しています。

⁷ ブックスタート

1992年にイギリスではじまった読書推進活動の一つ。0歳児のいる家庭に絵本等を無料で配布し、絵本を通した親子のふれあい等を推進する活動です。近年、日本でも区市町村の事業として広く実施されています。

ク．その他（市内の読書関連拠点等）（巻末資料 1 2 参照）

国立市は、約 8 km²ほどの地域に約 7 万 6 千人が住む文教地区指定を基盤とする学園都市であり、書店をはじめとした、本に関連したコミュニティスペースや家庭文庫など、児童書に関連する居場所が市内に点在しています。

近年は書店の閉店も増えていますが、平成 7 年に活動を開始した「やまびこ文庫」は、地域の文庫として、現在も本の貸出のほか、季節の行事や科学実験イベントの実施などを続けています。また、読み聞かせ、ブックフェア、ワークショップなどのイベントに取り組むギャラリーなどもあり、多様な読書関連事業が地域内で行われています。

3 計画の検証（成果と課題）

第二次計画では、（１）子どもの読書環境の整備、（２）人材育成と地域での支援体制作り、（３）関係機関の連携緊密化の３つを目標に掲げ、それぞれの目標に沿った、様々な子ども読書活動推進事業に取り組んできました。

（１）子どもの読書環境の整備

この目標においては、子どもの発達段階に応じた読書環境や、子どもが多く
の知識を得られる環境の整備を行うことで、読書により子どもの持つ多彩な興
味・関心が引き出されることを目指しました。

具体的には、乳幼児向けの蔵書整備やYAコーナーの設置、小中学生の年代
に合わせた読書リストの作成、学校等での定期的な読書関連事業などを幅広く
実施しました。

これらは第二次計画での各事業の実施により、目標達成に向けて大きく前進
したといえます。今後も引き続きこの環境を維持し、定期的に内容を更新して
いくことが重要です。その中でも不読率の高い傾向にあるYA世代への積極的
なアピールを行い、読書活動への多様な入口を提供していくことが今後の課題
といえます。

（２）人材育成と地域での支援体制作り

この目標においては、子どもの自主的な読書活動の助けとなるよう、周囲の
大人や地域全体による読書関連の取組の実施を目指しました。

一例として、読み聞かせ等の各種ボランティアを対象にレベルアップ研修を
実施しました。

子ども読書活動推進事業を継続し、内容を充実させていくためには、現在の
人材や体制を更に強化していくことが重要です。ただし、ボランティアの人材
育成については、現在のボランティアの高齢化や後継者育成には経験を伴うた
め時間がかかる、といった課題に対応していくことが必要です。

また、地域ぐるみでの支援体制作りについては、引き続き様々な地域団体な
どとの共催事業等の模索や、市の子ども向け行事などにあわせて読書活動推進
事業の実施を検討していきます。

（３）関連機関の連携緊密化

この目標においては、子どもの継続的な読書活動を支えるため、関係機関の
職員や地域団体間での情報共有や相互援助による事業充実と、相互連携のネッ
トワーク体制の構築を目指しました。

具体的には、図書館と小・中学校図書館との連携、学校図書館や各種講演会
等への図書館資料の貸出等が挙げられます。

事業の実施に関しては機関ごとに異なる状況・判断があるため、今後も積極
的な情報共有により、事業連携の機会を少しずつ増やしていく必要があります。

(4) 計画の数値目標

第二次計画では、子どもの読書活動推進事業の成果を計る指標を設定し、数値目標を掲げました。数値目標の達成状況は以下のとおりです。

	目標内容	平成24年度末	平成29年度末	平成30年度目標値(参考)
①	市立図書館児童書蔵書数	106,484 冊	98,462 冊	117,000 冊
②	おはなし会実施回数			
	保育園等(年長)	1 園 1 クラス	2 園 5 クラス	6 クラス
	小学校(1～6年)	150 回	167 回	165 回以上
③	図書館見学等各種受入			
	図書館見学 職場体験学習(延べ)	7 校 15 クラス 10 校 39 名	6 校 15 クラス 7 校 25 名	11 校全クラス 延べ 13 校以上
④	ブックトークの実施、図書館からの出張を含む援助等			
	市内小学校	0 校	2 校	4 校以上
	市内中学校	1 校	1 校	2 校以上
⑤	ボランティア派遣	4 事業 8 か所	5 事業 20 か所	4 事業 12 か所以上

全体としては、一部未達成のものもあります。しかし、目標の改善・達成には学校や保育園、図書館等それぞれの事情により難しい場合があります、子どもの読書環境が良好かどうかを数値で測ることは難しいこと、また、東京都の読書環境調査の結果を鑑みると、設定目標の達成が子どもたちの自主的な読書活動に直接効果があったのかは、一概に判断できません。数値目標の設定による事業促進の効果についての判断も難しいところです。

■第二次国立市子ども読書活動推進計画事業の点検評価

第二次計画では子どもの読書活動推進を目的とした41事業の実施を掲げました。各事業の達成状況と、実施内容の点検・検証をふまえた今後の方向性の評価については、以下の一覧表のとおりです。

全体としては、概ね事業実施を達成しています。平成29年度における国立市の小・中学生の不読率の改善を鑑みると、いずれの事業も子どもの読書活動推進の一助となっており、引き続き継続実施していくのが望ましい事業と考えられます。なお、一部達成となった事業は、関係機関同士の緊密な連携や情報共有が重要なものであり、見直しや改善を図りながら取り組んでいくことが必要です。

【第二次国立市子ども読書活動推進計画事業 点検評価一覧表】

■ 方向性の基準

- | | |
|------------------|------------------|
| A（事業内容の更なる向上を図る） | C（事業内容の見直しを検討する） |
| B（事業を継続実施する） | D（事業の統廃合、転換を図る） |
| —（事業終了または対象外） | |

対象	第二次子ども読書計画事業名及び内容	担当課	達成状況	方向性
乳幼児	1. 乳幼児健診での活動 保健センターでの健診時に、図書館作成の絵本リストの配布や読み聞かせを行う。また、ブックスタート（新規事業）への移行を関係機関にて協議・検討する。	図書館	達成	B
	2. 絵本の活用推進 「おはようコケッコー」、「カンガルー広場」、育児グループなどを通じ、親子向けに読み聞かせを行い、絵本の活用のための図書館PRをボランティアと共に行う。	児童青少年課 子育て支援課 図書館	達成	A
	3. 子どもの本・絵本の選び方の講習 わくわく塾での乳幼児向け絵本活用の講座と絵本の読み聞かせ体験を実施する。また、図書館での乳幼児サービスの紹介と絵本を通じた子育てや親子での読書を推進する。	図書館	達成	D
	4. 乳幼児向け蔵書の整備 赤ちゃん絵本の活用。赤ちゃん絵本コーナーのアピールと、蔵書の充実を進め、乳幼児を持つ家庭への図書館利用を促進する。	図書館 児童青少年課 子育て支援課	達成	B
	5. 保育園・幼稚園、保護者向けの団体貸出 保育園・幼稚園へ向けての団体貸出しを行う。また、保護者用読み聞かせの勉強会等への資料貸出しを行い、地域での豊かな本との出会いを推進する。	児童青少年課 図書館	達成	B

乳 幼 児	6. まちかど絵本棚の整備 市内7カ所にある「まちかど絵本棚」の整備と資料の充実を図るため、図書館除籍資料の活用や地域への寄贈を呼びかける。	図書館 健康増進課 子育て支援課 (子ども保健・発達支援係) 児童青少年課	達成	B
	7. 市施設での蔵書整備 子ども用蔵書の点検・買替えを進め、子どもと本が出合う環境を、図書館主催の児童図書リサイクル等を活用しながら整備する。	図書館 児童青少年課 子育て支援課 生涯学習課	達成	B
	8. 市内関連施設でのボランティア受け入れ 絵本の読み聞かせをはじめとする読書活動推進のためのボランティアの積極的な受入れを進める。また、情報共有と速やかな実施のために、担当職員同士による定期的な打合せ等を実施する。	児童青少年課 子育て支援課 図書館	達成	A
	9. 乳幼児向け事業の実施 親子のふれあいや安心感の中から言葉やリズムの楽しさを体感し、絵本への入口とする内容の読み聞かせを行う。また、ボランティアとの協働を検討する。	図書館	達成	A
	10. ブックリスト配布 中央図書館作成のブックリスト「えほんをよんで！」を保健センターで無償配布し、図書館利用を進めるとともに、子どもの本への関心を促す。また、保健センターに加えた配布先の拡充の検討と、ボランティア協働で改訂版の作成(新規事業)を行う。	図書館	達成	—
	11. えほんのじかん 2歳以上の子ども向けに、絵本の読み聞かせをすることで、本の楽しさを実感できるようにする。また、ボランティアの参加を増やす。	図書館	達成	B
	12. おはなしのじかん 5歳以上の子ども向けに、おはなし(ストーリーテリング)をすることで、本の世界を知るきっかけ、楽しさを体験できるようにする。また、参加者やボランティアの参加を増やす。	図書館	達成	B

小学生	13. 小学生向けブックリストの配布 中央図書館作成の小学生向け読み物（物語）ブックリスト「読んでみようかな」を無償配布し、図書館利用を進めるとともに、子どもの本への関心を促す。また、要望の多い改訂版の作成（新規事業）を、ボランティアと協働で検討する。	図書館	達成	—
	14. 図書館見学の充実 2年生のまちたんけん、3年生の図書館見学の内容を充実し、図書館の利用促進を図る。他の形での受入れ（子ども未来塾・おしごとインタビュー等）ができるような、具体的な方法を検討していく。	図書館 教育指導支援課	達成	A
	15. 各種行事の実施 市内ボランティア団体に依頼して実施している人形劇・工作・観察会などを通し、子どもの図書館利用のきっかけを作る。	図書館	達成	B
	16. 小学校向けブックパックの作成 学校のカリキュラムに関連し、短期間に貸出しの集中するものに対して、主題に沿った団体貸出用ブックパックを作成（新規事業）する。資料の団体貸出しを行い、図書館が資料センターとして機能しながら、学校支援を行うとともに、資料の有効利用を図る。	図書館 教育指導支援課	一部達成	D
	17. 学校図書館と図書館の連携 教科で使用する資料の読書相談・団体貸出・相互研修・情報交換等、情報共有を進め、支援体制を強化する。また、「学校図書館マニュアル」（平成22年度版）の改訂（新規事業）について協議しながら進める。	図書館 教育指導支援課	一部達成	C
	18. 子ども向け図書館情報の発信 図書館ホームページに子ども用ページを設け、読書や図書館イベント等の情報発信を行い、子どもでも分かりやすい、迅速な情報提供を行う。	図書館	達成	B
	19. 読み聞かせ、ブックトークの実施 読書に親しみ、その楽しさや良さを知って読書意欲を養うために、複数の本を紹介する手法である「ブックトーク」を実施する。図書館職員同士で行っている研修会の、司書教諭 ⁸ ・学校図書員 ⁹ への情報共有や、図書館からの出張を含む援助を検討する。	教育指導支援課 図書館	一部達成	B
	20. 小学生向け読書リスト作成 児童の読書意欲を喚起するためのリスト作りと配布を検討する。また、併せて実施する読書マラソン（新規事業）の充実も検討する。	図書館 教育指導支援課	達成	A

⁸ 司書教諭

嘱託員である学校司書の他に、司書教諭免許を所有している教員の中から選出される。

⁹ 学校図書員

現在の学校司書のこと。

小学生	21. 小学校での朝読書 読書習慣の形成、読書の楽しさや、よさを実感できる機会を設けていく。	教育指導支援果	達成	B
	22. 小学校へ出向いてのおはなし会の実施 本の楽しさを実感し、言葉の力・聞く力・想像力・集中力を身に付けるため、学校お話し会へボランティア派遣を行うとともに、充実を目指す。	図書館	達成	B
	23. 読書集会・お話し会の実施 教職員・児童による推薦図書の発表や、アニメーションを実施する。	教育指導支援果	達成	B
	24. 小学校への団体貸出し・おすすめ本リストの作成 学校お話し会実施時の資料貸出しや、調べ学習のための資料の貸出等調べ学習用資料を充実するとともに、学校との連携を深め、情報共有を目指す。	図書館 教育指導支援果	達成	A
	25. 小学生向け読書週間・読書月間の実施 年に2回、春と秋にある読書週間や月間を周知し、催し物を実施する。また、ブックトーク・読書クイズ・パネルシアター・エプロンシアター等を使用して、集団で読書を楽しむ取組の実施の充実をボランティアとの協働を含めて図っていく。	教育指導支援果 図書館	達成	B
中学生以上	26. 中学校での朝読書 読書習慣の形成、読書の楽しさや、よさの実感できる機会を設けていく。	教育指導支援果	達成	B
	27. 中学生向け読書週間・読書月間の実施 年に2回、春と秋にある読書週間や月間を周知し、催し物を実施する。また、ブックトーク・読書クイズ・群読・暗唱・読書リストの作成など多彩な催しの企画や運営の充実をボランティアとの協働を含めて図っていく。	教育指導支援果 図書館	達成	B
	28. 本の紹介ポスター・ポスターコンクール 図書委員会活動による本の紹介・ポスターコンクール・本の紹介帯等の作成、展示を行う。	教育指導支援果 図書館	達成	A
	29. 中学校向けブックパックの作成 学校カリキュラムに関連し、短期間に貸出しの集中するものに対して、主題に沿った団体貸出用ブックパックを作成（新規事業）する。図書館資料の団体貸出しを行い、図書館が資料センターとして機能しながら学校支援を行うとともに、資料の有効利用を図る。	図書館 教育指導支援果	一部達成	D
	30. 学校図書館と図書館の連携 教科で使用する資料の読書相談・団体貸出し・相互研修・情報交換等情報共有を進め、支援体制を強化する。また、「学校図書館マニュアル」（平成22年度版）の改訂（新規事業）についても協議しながら進める。	図書館 教育指導支援果	一部達成	C

中学生以上	31. 中学生向け読書リスト作成 中学生に、夏休みの読書に向けて図書館の勧め本をリスト化して紹介する。また、併せて行っている読書マラソン（新規事業）の充実を検討する。	図書館 教育指導支援課	達成	A
	32. 職場体験学習等の受入 中学生、高校生の職場体験学習の場として今までと違った目で図書館を理解し、利用のきっかけとしてもらう。また、随時、見直しと充実を図る。	図書館 教育指導支援課	達成	—
	33. 図書館でのYAコーナー設置と利用促進 中学生からの10代利用者（YA世代）の図書館利用を促し、利用を推進するため、蔵書内容の見直しと充実を図る。また、10代利用者ボランティア（YAすたっふ）の活動、各種団体との協力を通してコーナーの魅力向上を図る。	図書館	達成	A
成人	34. 絵本読み聞かせ・おはなしボランティア育成のための、ボランティア講座開講 読書推進に大きな力を持つボランティアを養成するとともに、活躍の場を提供する。	図書館	達成	A
	35. 読書活動推進のための広報 市報や関連機関のお知らせなど、定期的に本の紹介や読書啓発活動、事業への参加などの呼びかけを行う。また、ホームページ等を利用し、迅速で正確な情報提供に努める。	図書館	達成	B
	36. 各種事業への図書館資料提供 子どもに関わる講演会等の企画に対して、図書館資料を用意し、貸出しを行い活用を図る。	図書館	達成	B
	37. 読書に関わる勉強会・講座・講演会等の実施 読書が子どもに果たす役割を理解し、地域活動の基とするため、講座や勉強会を実施していく。	図書館	達成	B
	38. 各種レベルアップ講座の実施と講師の紹介・派遣 上記の各種講座を受講し、すでに活動を始めたボランティア等に向けた、レベルアップ、フォローアップ研修の実施や講師派遣などの事業化を図る。	図書館	達成	B

全 体	39. 「子ども読書の日」記念行事の実施 「子ども読書の日（４月２３日）」の告知と子ども読書活動の推進をするために、「こどもブックフェスくにたち」を市内各地で本や読書に関連したイベントを行う。市民とともに、その意義を広め、各課連携のもと、活動の定着を図る。	図書館 児童青少年課 子育て支援課 教育指導支援課 生涯学習課 公民館	達成	B
	40. 学校図書館資料情報データベースの有効活用 図書員とＩＣＴ支援員によるサポートで活用が活性化している。今後は、図書館システムとの連携のための環境整備を進めていく。また、パソコン等活用の充実を図っていく。	教育指導支援課	達成	—
	41. 市制５０周年記念事業の取組 市制５０周年を迎えるに当たり、国立ゆかりの場所や人をテーマに、図書館で資料の展示や講演会等の行事を行う。地域ボランティアや団体、また関連施設での企画とも連携し、市民が幅広く郷土への理解を深められるよう、大人と子ども双方の読書活動推進の機運を高める。	児童青少年課 子育て支援課 教育指導支援課 生涯学習課 公民館 図書館	達成	—

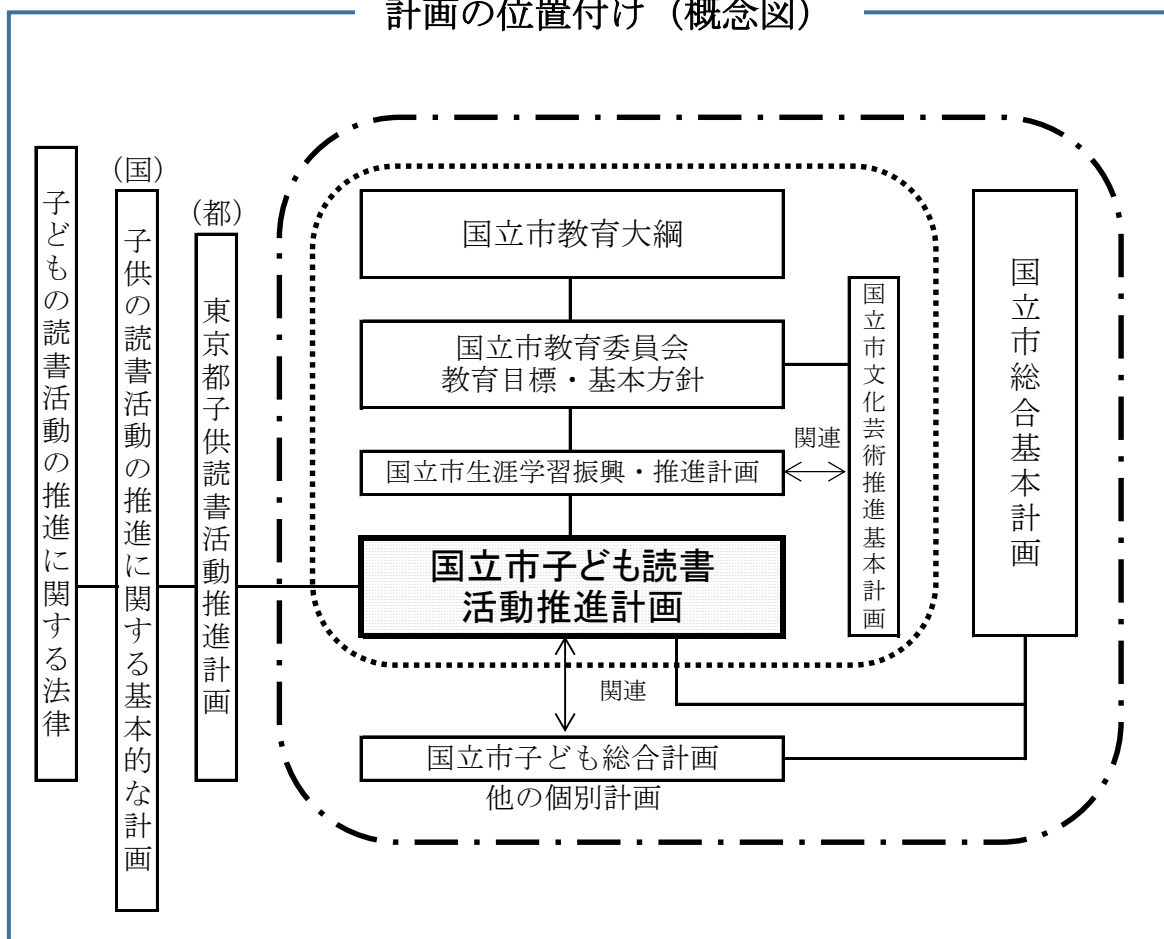
Ⅱ 第三次国立市子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」と「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）（平成30年）、また、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成27年）に基づき、「国立市総合基本計画」及び「第三次国立市子ども総合計画」との整合を図りながら、子どもの読書活動を推進するための計画として位置付けます。

また、「第二次国立市子ども読書活動推進計画」に引き続いて子どもの読書活動推進のための、基本的な取組や指針を示します。

計画の位置付け（概念図）



2 計画の期間と対象年齢

この計画の期間は平成31年度から平成35年度までとし、計画の対象年齢は0歳からおおむね18歳までとします。

3 計画の基本方針

「第三次国立市子ども読書活動推進計画」の策定に当たっては、第二次計画の取組の成果と課題を踏まえ、3つの基本方針を定めます。

- 
- 子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供
 - 子どもを取り巻く読書環境の整備
 - 関連機関の連携緊密化

（1）子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供

子どもの読解力や理解力は発達段階によって異なり、興味・関心を抱く内容も様々です。

それぞれの成長の過程において、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げられるよう、多様な読書の機会を提供します。

（2）子どもを取り巻く読書環境の整備

子どもの読解力、理解力、思考力を鍛え、また想像力や表現力等のもととなる読書活動を活発にしていくために、多くの知識を得る場所や多様な読書のできる環境を整えることが必要です。

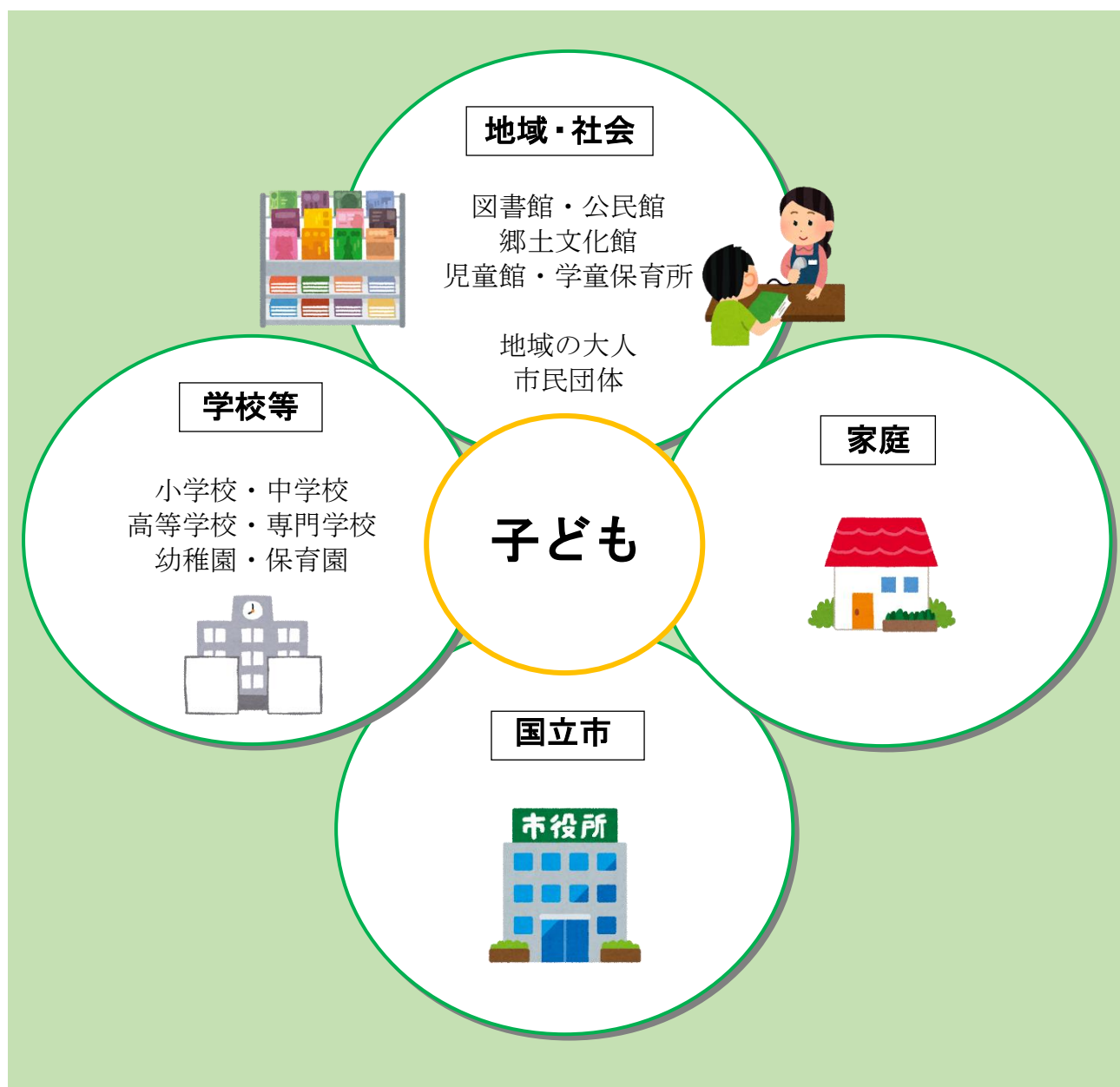
そのためには、周囲や地域にいる大人を巻き込んだ取組が必要です。図書館では、地域の読書活動に関わるボランティアを養成するとともに、レベルアップ研修等を行い、関係機関への適切な派遣を行います。

また、乳幼児から小学生、中高校生といった、子どもの成長段階・年代に応じた、途切れることのない読書環境の整備や読書支援も大切です。

（3）関連機関の連携緊密化

子どもの読書活動を支え、活発にしていくためには、地域、学校、図書館をはじめ関連機関が緊密な連携をとるネットワークが欠かせません。これからも引き続き関係機関と協力するとともに情報の共有を進め、相互援助や事業の充実が図られるよう努めます。

子どもを取り巻く環境（イメージ図）



Ⅲ 第三次国立市子ども読書活動推進計画

1 重点取組

前項で挙げた基本方針を踏まえ、以下の6つを重点取組とします。子どもの発達段階に合わせた取組を行うことで、より効果的な読書活動の推進を図ります。

- 
- 1 乳幼児とその保護者へのアプローチ
 - 2 小学生へのサポート
 - 3 中学生・高校生などYA世代へのサポート
 - 4 学校教育、社会教育機関相互の連携強化
 - 5 市民ボランティア・地域団体等のマンパワーの活用
 - 6 特別な支援を必要とする子どもへの支援

(1) 乳幼児とその保護者へのアプローチ

乳幼児に対しての読み聞かせや読書活動は、子どもの感情をより豊かにし、コミュニケーション能力や言語の発達に大きくつながります。乳幼児が、本に触れ合う機会を増やすため、3・4ヶ月児健診での「ブックスタート」事業などを引き続き行います。

また、図書館においては、発達段階に応じた絵本の読み聞かせやおはなし会を実施するなど、人生において最も顕著な成長を遂げる乳幼児とその保護者に、直接・間接的なアプローチを行います。

(2) 小学生へのサポート

小学生が本に親しむ環境と読書習慣を身に付けるために、図書館と学校図書館と連携を強め、学習内容に応じた資料を提供します。また、「ブックマラソン」や推薦図書リストの作成・活用等、小学生の読書習慣の形成につながる事業を推進します。幅広い分野の本を紹介することで、児童の興味関心を広げ、文字の習得や語彙力を増やすようなサポートを行います。

(3) 中学生・高校生などYA世代へのサポート

中高生は部活動や受験のため、読書をする機会が減少し読書離れが進む時期です。中高生の読書活動を促進するため、推薦図書リストの発行や資料展示を定期的に実施します。また、中学生・高校生を中心とした図書館ボランティア「YAすたっふ」への参加を促進し、推薦図書のポップ作成やYA世代対象の催しを企画・実施していきます。

中学校・高校との連携を強め、この年代特有の問題解決支援に役立つ資料や多様な興味関心に対応できる図書を揃えるなどのサポートをします。

（４）学校教育、社会教育機関相互の連携強化

子どもが本に触れる場所は、学校等の学校教育機関をはじめ、図書館や公民館、郷土文化館等の社会教育機関等と多岐にわたります。

社会教育機関それぞれの持つ資料を活用してのイベントや企画展示の実施等、機関相互の連携を深め、どの世代においても本が身近にある環境づくりや読書に親しむ事業を行います。

（５）市民ボランティア・地域団体等のマンパワーの活用

子どもと本の世界をつなぐ上で、家族や地域の人々など子どもの周囲にいる大人の協力は重要な意味を持っています。

様々な市民ボランティアや地域団体と協力することにより、世代や立場を超えて人と人が関わる場を作り、多様な価値観、更には多様な活字世界との出会いにつなげていきます。また、子どもや子どもの読書活動に関わりのある個人や団体等と連携することにより、読書環境の整備を図ります。市民ボランティア、地域団体の協力を得ながら、関連機関と地域の両方から子どもと本を結ぶ働きかけを行います。

（６）特別な支援を必要とする子どもへの支援

特別支援学級、社会福祉施設、外国語を母語とする子どもなど、読書という行為に関して、特別な支援を必要とする児童・生徒へのサポートを行います。読書活動を支援するために、学校教育等の関連機関、地域団体と連携を図りながら事業を展開していきます。

2 第三次国立市子ども読書活動推進計画事業一覧

第三次国立市子ども読書活動推進計画として位置付ける事業は、以下のとおりです。

◆ 乳幼児対象の事業 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
1	乳幼児向けブックリストの発行・配布	・図書館職員が選定する乳幼児向け読み聞かせ絵本リスト『えほんをよんで！』の内容を見直し、改訂版を発行する。 ・絵本リストを図書館などの公共施設にて無償配布する。	図書館		新規
2	乳幼児対象の絵本読み聞かせ事業の実施	・図書館で乳幼児対象の絵本読み聞かせ事業「おひざにだっこできくえほんよみのじかん」「わらべうたであそぼう」「あかちゃんいないいないばあ」を毎月定期的実施する。 ・学童保育所で行われる「カンガルー広場」や、子ども家庭支援センター等の親子向け事業のなかで、定期的に絵本の読み聞かせを実施する。	図書館 児童青少年課 子育て支援課		向上
3	絵本読み聞かせボランティアの派遣	・図書館の絵本読み聞かせボランティアを、公共施設で行われる親子向け事業に派遣し、絵本の読み聞かせ等を実施する。	図書館	児童青少年課 子育て支援課 等	向上
4	保育園・幼稚園おはなし会の実施	・図書館のおはなしボランティアを保育所等の教室に派遣し、クラスの年齢に合わせたおはなし会を実施する。	図書館	児童青少年課	向上
5	乳児健診での親子読書活動推進事業	・保健センターでの3・4ヶ月健診時に「ブックスタート」(赤ちゃん絵本の読み聞かせと配付)を実施する。	図書館	子育て支援課	継続
6	乳幼児向け蔵書コーナーの設置および広報	・図書館や学童保育所などの施設蔵書における、赤ちゃん絵本を充実させる。 ・公共施設の絵本設置コーナー(子ども家庭支援センター、児童館、保健センター等の「まちかど絵本棚」、公民館児童書コーナー、市役所幼児スペースなど)について周知のための広報をする。	図書館 児童青少年課 公民館 子育て支援課		継続
7	市認可保育所等への団体貸出	・市認可保育所のクラス毎に、団体貸出を実施する。 ・市認可保育所の保護者会や、保護者有志による読み聞かせ団体・勉強会等に対し、団体貸出を実施する。	図書館	児童青少年課	継続

8	絵本の読み聞かせの実施（えほんのじかん）	・2歳以上の子どもを対象にした、絵本の読み聞かせ「えほんのじかん」を毎週定期的実施する。	図書館		継続
9	おはなし会の実施（おはなしのじかん）	・5才以上の子どもを対象にした、おはなし会「おはなしのじかん」を毎週定期的実施する。	図書館		継続

◆ 小学生対象の事業 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
10	小学生向けブックリストの発行・配布	・図書館職員が選定する小学生向け推薦図書リスト『読んでみようかな』の内容を見直し、改訂版を発行する。 ・子どもの本への関心を促すため、推薦図書リストを、図書館などの公共施設にて無償配布する。	図書館	教育指導支援課	新規
11	小学校学校図書館と図書館の連携	・各小学校の授業内容やクラス担任の要望等に対応した資料の充実や円滑な団体貸出等につなげるため、図書館職員と学校司書は、定期的な情報共有や意見交換の機会を設ける。	図書館 教育指導支援課		向上
12	市立小中学校への団体貸出	・学校図書館等を通じて、授業内容に関連した資料等の団体貸出を実施する。 ・市内小中学校の保護者会や、保護者有志による読み聞かせ団体・勉強会等に対し、団体貸出を実施する。	図書館	教育指導支援課	向上
13	図書館見学会の実施	・小学2、3年生を対象とした図書館見学会を随時実施する。	図書館	教育指導支援課	向上
14	小学生向け読書リスト作成および参加シートの配布	・児童の読書意欲を喚起し、読み終えた達成感が得られるよう、読書イベント「ブックマラソン」を実施する。	図書館	教育指導支援課 公民館	向上
15	小学校での朝読書の実施	・子どもたちの読書習慣形成をはかるため、小学校での朝読書を実施する。	教育指導支援課		継続
16	小学生向け読書週間・読書月間関連事業の実施	・年2回の読書週間（春と秋）や読書月間について周知し、期間中は読書に関する催しを実施する。	教育指導支援課		継続

17	学校おはなし会の実施	・図書館のおはなしボランティアを市内小学校の教室に派遣し、「学校おはなし会」を実施する。 また、学校からの希望に応じて、学校おはなし会終了後はクラスへ使用した本の貸出を行う。	図書館 教育指導支援課		継続
18	読み聞かせ、ブックトークの実施	・学校司書や保護者による読み聞かせを実施する。 ・本の魅力を伝え、読書意欲を高めるために、テーマを元に複数の本を紹介する「ブックトーク」を実施する。	教育指導支援課		継続
19	読書集会・お話集会の実施	・教職員や子どもたちの推薦図書の発表や、読書のアニメーション ¹⁰ を実施する。	教育指導支援課		継続
20	小学生向け読書関連事業の実施	・小学校の長期休業期間等に、工作・講演会等の読書や調べ学習に関連した事業を実施する。 ・小学校の長期休業期間中に、小学生向けの絵本の読み聞かせを行う。	図書館		継続

◆ 中高生（YA世代）対象の事業 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
21	YA向けブックリストの発行・配布	・中高生に推薦する図書を選定し、『YAブックリスト(仮称)』を作成、発行する。 ・子どもの本への関心を促すため、ブックリストを図書館などの公共施設等にて無償配布する。	図書館	教育指導支援課	新規
22	YA向け推薦図書ペーパーの配布	・YA向け推薦図書ペーパー「YAおすすめブックリスト」を作成する。 ・推薦図書ペーパーを図書館にて配布する。市内中学校については全生徒へ配布する。	図書館	教育指導支援課	向上
23	YAコーナーの設置と運営	・市内の図書館に中高生向けの図書資料を集めた書架「YAコーナー」を設置する。 ・YA世代の図書館ボランティア「YAすたっふ」を中心にYAコーナーを運営し、中高生向け推薦図書の特集やイベント情報の発信等を積極的に行う。	図書館		向上

¹⁰ アニメーション

アニマ(anima)はスペイン語で魂・生命のこと。アニメーション(animation)とは、その魂・生命に息を吹き込み、生き生きと躍動させること。読書啓発の手法として使われます。1冊の本を友達やグループで、ゲームやクイズをしながら楽しむ中で、読解力・表現力・コミュニケーション力を付けていきます。

24	中学校学校図書館と図書館の連携	・図書館職員と学校司書は、定期的な情報共有や意見交換の機会を設け、連携を図る。 ・図書館は、各中学校の授業内容やクラス担任の要望等に対応した資料の充実を図る。また、学校図書館等を通じて、授業内容に関連した資料等の団体貸出を実施する。	図書館 教育指導支援課		向上
25	中高生による本の紹介事業等の実施	・YA世代の図書館ボランティア「YAすたっふ」が企画、運営する講演会やワークショップを実施する。 ・中高生による推薦図書の紹介を主題にした展示や発表（ポスターコンクール、本の紹介POPの作成等）を実施する。	図書館 教育指導支援課		向上
26	中学校での朝読書	・子どもたちの読書習慣形成をはかるため、中学校での朝読書を実施する。	教育指導支援課		継続
27	中学生向け読書週間・読書月間関連事業の実施	・年2回の読書週間（春と秋）や読書月間について周知し、期間中はブックトーク・読書クイズ・群読・暗唱・読書リストの作成など、読書に関する催し物を実施する。図書委員会などを中心に企画や運営の充実を図る。	教育指導支援課		継続

◆ 子ども読書活動のサポート事業（子ども対象） ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
28	様々なしょうがいを抱える児童への読書支援	・しょうがいのある児童の読書活動を推進するための読書支援策を検討する。 ・知的障害者施設・滝乃川学園の児童部の子どもたちに対し、図書館の福祉施設訪問ボランティアが絵本の読み聞かせなどを行う。	図書館		新規
29	特別支援学級等での学校おはなし会の実施	・特別支援学級に通う子どもたちに適したおはなし会プログラムを作成し、図書館のおはなしボランティアによる「学校おはなし会」を実施する。	図書館 教育指導支援課		新規
30	外国語を母語とする児童への支援事業	・英語、中国語、韓国語等の児童書や、日本語と外国語を併記した児童書を収集した書架コーナーを設置する。 ・公民館の日本語講座受講者をはじめとした、海外からの移住者等と情報交換を行い、日本語での絵本の読み聞かせや外国語絵本との読み比べなどの実施を検討する。	図書館 公民館		新規

◆ 子ども読書活動のサポート事業（大人対象） ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
31	ボランティア養成講座の実施	・事業の安定的な継続実施をはかるため、ブックスタート、絵本の読み聞かせ及びおはなしボランティアの養成講座を定期的実施する。	図書館		向上
32	レベルアップ講座等の実施	・図書館事業に従事しているボランティアを対象に、レベルアップ・フォローアップのための研修や講座を実施し、事業内容の維持と充実を図る。	図書館		継続
33	子ども読書活動推進のための広報活動	・図書館ホームページや広報誌を活用して、子どもの身近にいる大人に向けて、子ども読書活動に係る情報（推薦資料の紹介、読書関連事業）の広報を行う。	図書館		継続
34	読書に関わる勉強会・講座等の実施	・子どもと読書に関わる講座や勉強会を行う団体に対し、資料の団体貸出や集会室の貸出を実施する。	図書館		継続
35	各種事業における図書館資料の提供	・市の関連機関が主催する事業等において、図書館が関連図書（講師の著書や写真集など）の貸出を行う。	図書館		継続

◆ その他 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
36	オリンピック・パラリンピック関連事業の実施	・2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックに関連した本の紹介や関連事業の実施を検討する。 ・関連した本の積極的な収集を行う。	図書館 公民館	生涯学習課	新規
37	子ども向け読書関連情報の発信	・図書館ホームページ内の子ども向けページ（小学生や乳幼児の保護者等を主な対象としている）にて、推薦図書や読書関連事業等の情報を積極的に発信する。	図書館		継続
38	児童書リサイクル事業	・児童書の選定や定期購入等が難しい保育・教育関係施設や赤ちゃん絵本コーナー設置施設等を対象に、図書館で除籍した児童書を再活用する「児童書リサイクル」を実施する。	図書館		継続
39	「子ども読書の日」記念事業の実施	・4月 23 日「読書の日」の前後約一ヶ月間を、読書関連事業の強化期間に設定し、「こどもブックフェスくにたち」と題した様々な読書関連イベントを図書館等で実施する。	図書館		継続

3 計画の実現に向けて

本計画の取組を推進していく上で、効果的に進めるためには、地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施設の方向性や取組を示すことが大切です。図書館が中心となり、関連機関や地域団体と連携、協力関係を構築します。その上で、さらに以下の点を留意します。

- ・連絡会等を開催し、情報交換を行う場を作ることで、随時進捗状況を確認するとともに計画の進行管理と点検を行います。
- ・本計画は計画の折り返し地点である平成 33 年度に中間報告を実施します。

なお、本計画は情勢の変化や法改正など、状況に応じて見直しをします。

参考資料

資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年法律第百五十四号〕

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進

計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。(平成十三年十二月十二日公布・施行)

資料 2 文字・活字文化振興法

〔平成十七年法律第九十一号〕

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたものの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職

員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。(平成十七年七月二十九日公布・施行)

資料 3 国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

〔平成29年11月国立市教委訓令第52号〕

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、国立市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画の策定に向けた検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育次長をもって充て、副委員長は教育委員会くにたち中央図書館長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 子ども家庭部児童青少年課長
- (2) 子ども家庭部子育て支援課長
- (3) 教育委員会教育指導支援課長
- (4) 教育委員会生涯学習課長
- (5) 教育委員会公民館長

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、くにたち中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

資料 4

策定委員会委員名簿

	選出区分	委員名	備 考
委 員 長	教育次長	宮崎 宏一	
副委員長	教育委員会くにたち中央図書館長	尾崎 清美	
委 員	子ども家庭部児童青少年課長	松葉 篤	
委 員	子ども家庭部子育て支援課長	宮崎きよみ 山本 俊彰	平成30年3月まで 平成30年4月から
委 員	教育委員会教育指導支援課長	三浦 利信	
委 員	教育委員会生涯学習課長	津田 智宏 伊形研一郎	平成30年3月まで 平成30年4月から
委 員	教育委員会公民館長	石田 進	

任 期：平成29年12月1日から平成31年3月31日まで（予定）

資料 5

策定委員会開催経過

回 数	日 付	内 容
第1回	平成30年 1月17日	日程・手続き確認
第2回	平成30年 2月23日	現状と課題の確認、二次計画検証依頼
第3回	平成30年 4月20日	評価（総括）確認、三次計画骨子案作成
第4回	平成30年 7月27日	計画素案を検討
第5回	平成30年11月 9日	市民意見等集約→計画案作成
	平成31年 1月	市議会意見等集約→計画案確定
	平成31年 2月	庁議報告、教育委員会定例会にて計画案可決

資料 6

図書館児童サービスの現状

1) おはなしのじかん・えほんのじかん 実施状況 (※年度は平成。単位：回)

施設名	事業内容	25年度	27年度	29年度
中央図書館	おはなし	145	93	99
	えほん	139	132	143
北市民プラザ図書館	おはなし	47	47	46
	えほん	50	49	49
下谷保分室	えほんとおはなし	33	18	9
青柳分室	えほんとおはなし	24	35	40
東分室	えほんとおはなし	166	151	151
谷保東分室	えほんとおはなし	41	46	20
南市民プラザ分室	えほん	56	43	54

2) 図書館見学会

年度	学校	学年	クラス 又は人数	施設名
平成25	国立第二小学校	3年生	2クラス	中央図書館
	国立第三小学校	2年生	3クラス	中央図書館
	国立第四小学校	2年生	2クラス	北市民プラザ図書館
		3年生	2クラス	北市民プラザ図書館
	国立第六小学校	2年生	2クラス	中央図書館
		3年生	2クラス	中央図書館
	国立第七小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立学園小学校	3年生	3クラス	中央図書館
	桐朋学園小学校	3年生	2クラス	中央図書館
平成27	国立第一小学校	杉の子学級	1クラス	中央図書館
	国立第三小学校	2年生	3クラス	中央図書館
	国立第六小学校	2年生	3クラス	中央図書館
		3年生	2クラス	中央図書館
	国立第七小学校	2年生	2クラス	中央図書館
		3年生	13名	中央図書館
	国立第八小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立学園小学校	3年生	3クラス	中央図書館
	桐朋学園小学校	3年生	2クラス	中央図書館
	都立立川ろう学校	2年生	7名	中央図書館
	小百合幼稚園		28名	中央図書館

平成 2 9	国立第三小学校	2 年生	3 クラス	中央図書館
	国立第四小学校	2 年生	2 クラス	北市民プラザ図書館
	国立第五小学校	2 年生	2 クラス	中央図書館
	国立第六小学校	2 年生	3 クラス	中央図書館
	国立第七小学校	2 年生	2 クラス	中央図書館
	国立学園小学校	3 年生	3 クラス	中央図書館
	桐朋学園小学校	3 年生	2 クラス	中央図書館

3) 職場体験学習等

年度	学校名	学年	人数 (名)	受入人数 内訳 (名)	
				中央図書館	北市民プラ ザ図書館
平成 2 5	国立第一中学校	2 年生	4	2	2
	国立第二中学校	2 年生	4	2	2
	国立第三中学校	2 年生	4	2	2
平成 2 7	国立第一中学校	2 年生	2	0	2
	国立第二中学校	2 年生	2	0	2
	国立第三中学校	2 年生	3	3	0
	都立西高等学校	1 年生	2	2	0
	都立武蔵学園	1 年生	1	1	0
	都立立川ろう学校	1 年生	1	1	0
平成 2 9	国立第一中学校	2 年生	2	0	2
	国立第二中学校	2 年生	5	3	2
	国立第三中学校	2 年生	3	3	0

4) 小学校向け学校おはなし会

年度	学校数 (校)	実施回数 (回)	参加者数 (延べ)
平成 2 5	9	153	4,636 名
平成 2 7	8	149	3,993 名
平成 2 9	9	167	4,697 名

5) 絵本の読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ活動

年度	派遣回数 (回)	派遣ボランティア人数 (名)	参加者数 (延べ)
平成 2 5	212	1,775	2,166 名
平成 2 7	199	1,374	1,726 名
平成 2 9	292	1,668	2,236 名

6) 大人向けお話会の実施

年度	実施回数 (回)	参加者数 (延べ)
平成 2 5	8	311 名
平成 2 7	5	124 名
平成 2 9	6	225 名

7) ブックリストの作成

年度	ブックリスト名	対象	発行部数 (冊)
平成 2 8	「えほんをよんで！-読み聞かせ入門リスト-」改訂版 発行	乳幼児 (0～6 歳)	4,000
平成 2 9	「読んでみようかな 小学生向け本のリスト」改訂版 発行	小学生	4,000

※ブックリストは市立図書館及び公民館図書室にて、随時無料配布。

8) 催し物の開催

(単位：回)

事業内容	平成 2 5 年度	平成 2 7 年度	平成 2 9 年度
講座	2	2	2
工作	35	24	18
講演会	5	2	5
人形劇	11	10	6
勉強会	30	22	22
その他	16	18	36

9) ブックスタート

年度	実施回数 (回)	絵本配布数 (部)
平成 2 7	24	553
平成 2 9	24	537

※平成 26 年 8 月より、事業開始。

10) YA(ヤングアダルト)サービスの取組経過

年度	PR ペーパー 発行回数(回)	YAコーナー 設置館	YAサービスの取組
平成25	4	中央・北・南・ 東・青柳	YA講演会「パスワードはく・に・た・ち」 〔11月10日 芸術小ホール地下スタジオ にて実施。講師:松原秀行氏、参加70名〕
平成26	2	中央・北・南・ 東・青柳	YAすたっふプレゼンツ「東川篤哉先生講演 会」〔2月1日 芸術小ホール地下スタジオに て実施。講師:東川篤哉氏、参加70名〕
平成27	4	中央・北・南・ 東・青柳	YAすたっふプレゼンツ「青柳碧人先生講演 会」 〔11/8 芸術小ホール地下スタジオにて実 施。講師:青柳碧人氏、参加61名〕
平成28	4	中央・北・南・ 東・青柳・谷 保東・下谷保	YAすたっふプレゼンツ「スギヤマカナヨ ワ ークショップ『動く、本の紹介しおりを作ろ う!』」 〔3/18 中央図書館集会室にて実施。講 師:スギヤマカナヨ氏、参加18名〕
平成29	5	中央・北・南・ 東・青柳・谷 保東・下谷保	・YAすたっふによるPRペーパー(通称:Y Aペーパー)の作成とYAコーナーの運営 ・一橋大学の図書サークル「えんのした」と 協力して、YAコーナーを運営 ・YAすたっふプレゼンツ「10代向けワー クショップ『1日で楽しく学べる!美し いノートの取り方』」 〔8/5 中央図書館集会室にて実施。講師: 太田あや氏、参加19名〕

資料 7

図書館蔵書資料数・貸出数

1) 図書館蔵書資料数

(※年度は平成。単位：冊)

施設名	一般図書			児童書		
	25 年度	27 年度	29 年度	25 年度	27 年度	29 年度
中央図書館	199, 138	156, 208	149, 429	55, 526	37, 900	36, 670
北市民プラザ図書館	49, 800	50, 001	48, 478	26, 317	22, 801	22, 542
下谷保分室	2, 100	2, 153	3, 760	4, 117	3, 858	3, 760
青柳分室	1, 351	1, 234	1, 190	4, 780	4, 006	3, 664
東分室	4, 780	4, 753	4, 135	7, 525	7, 274	6, 640
谷保東分室	1, 489	1, 317	1, 213	4, 828	4, 620	4, 599
南市民プラザ分室	6, 186	7, 293	5, 720	10, 588	10, 379	10, 538
南市民プラザ書庫	52, 282	52, 890	49, 806	13, 336	9, 952	10, 049
合計	317, 126	275, 849	263, 731	127, 017	100, 790	98, 462

2) 貸出冊数

(単位：冊)

施設名	年度	開館日数(日)	貸出冊数	1 日当たり
中央図書館	平成 2 5	305	386, 062	1, 265
	平成 2 7	305	355, 831	1, 166
	平成 2 9	305	342, 236	1, 126
北市民プラザ図書館	平成 2 5	307	118, 547	387
	平成 2 7	305	121, 875	400
	平成 2 9	304	113, 695	374
下谷保分室	平成 2 5	92	2, 246	24
	平成 2 7	95	2, 587	27
	平成 2 9	94	1, 868	20
青柳分室	平成 2 5	100	4, 264	42
	平成 2 7	99	3, 601	36
	平成 2 9	97	2, 676	28
東分室	平成 2 5	253	21, 166	83
	平成 2 7	252	23, 620	94
	平成 2 9	249	19, 991	80
谷保東分室	平成 2 5	100	4, 012	40
	平成 2 7	99	3, 997	40
	平成 2 9	97	3, 166	33
南市民プラザ分室	平成 2 5	296	28, 245	95
	平成 2 7	296	25, 273	85
	平成 2 9	295	19, 646	67

資料 8

国立市内公立学校図書館 蔵書・貸出数

1) 平成28年度学校図書館蔵書・貸出数 (平成30年3月実施。単位：冊)

学 校 名	蔵書数 (平成27年度末時点)	平成28年度 貸出冊数	平成28年度 年間貸出冊数 (生徒1人当たり)
国立第一小学校	11,010	10,082	23.8
国立第二小学校	9,028	16,045	42.4
国立第三小学校	11,677	20,545	39.1
国立第四小学校	12,999	10,538	34.0
国立第五小学校	13,325	22,453	57.4
国立第六小学校	10,101	14,275	29.4
国立第七小学校	11,720	12,017	33.8
国立第八小学校	11,161	20,670	70.3
国立第一中学校	18,287	3,309	7.0
国立第二中学校	17,939	4,019	7.9
国立第三中学校	13,600	1,381	3.7

(参考) 学年別・1人当たりの年間図書貸出数 (平成30年3月実施。単位：冊)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
市立小学校	53.2	51.9	44.7	41.1	35.6	25.0
市立中学校	6.9	5.1	4.9			

資料 9

平成29年度 国立市内公立学校図書館 読書活動への取組

学 校 名	学校図書館の取組一覧
国立第一小学校	・朝読書（週1回）、読書週間（年2回）の実施。 ・読書だよりの発行（月1回）。 ・読んだ本のページや冊数を記録する記録カードを作成。 ・図書館事業「学校おはなし会」を全クラスで実施（毎学期）。 ・図書委員会や教職員のおすすめする本の紹介カードを作成。 ・図書委員会による紙芝居の読み聞かせ。 ・図書委員会によるポップカードの作成。 ・図書委員会による集会（年1回。図書委員会の仕事内容や読書週間での取り組みを紹介している）。 ・保護者読み聞かせ団体「はぐるま」による読み聞かせ。 ・おすすめの本をはがきで送る読書郵便。
国立第二小学校	・朝読書（週1回）の実施。 ・朝の時間に、保護者による読み聞かせを実施。 ・図書委員会による集会（年1回）実施。 ・司書教諭と学校司書による「としょだより」発行。 ・読書旬間（各学期ごと2週間）の実施。 〔取組内容〕 ①特に心に残った本についての感想を記入するカードの作成・活用。 ②教職員による読み聞かせ実施。 ③「国立二小おはなしの会」および図書館事業「学校おはなし会」による読み聞かせや、おはなし会の実施。 ④図書委員会による読み聞かせや、スタンプラリー、クイズラリー、ビブリオバトル¹¹の実施、「図書館新聞」の発行。
国立第三小学校	・朝読書（週3回）の実施。 ・読書週間（各学期ごと）の実施。図書委員会が立案し、読書推進になるようなイベント（スタンプラリー、読み聞かせ、ブックトーク）などを行った。 ・低学年を中心に、保護者による読み聞かせや図書館事業「学校おはなし会」を実施。 ・読んだ本の記録ができる読書通帳の作成。 ・学校司書による「図書室だより」発行。 ・図書委員会による「図書集会」を実施。
国立第四小学校	・朝読書（週1回）の実施。 ・読書月間（各学期ごと）の実施。

¹¹ ビブリオバトル

グループで集まり、5分間で本を紹介しあい、読みたくなった本に投票してチャンプ本を決める書評大会。

	・読書カードの作成、活用。 ・教職員の推薦図書と、学年ごとのおすすめ本のリストを作成して、10冊以上読破した児童に賞状を授与。 ・読書週間中、読み聞かせスタンプラリーやブックトーク、読書郵便などの取組を実施。 ・図書館だより「読書の森」（年10回）発行。 ・PTA活動の一環として、保護者による読み聞かせ（水曜日の朝の時間）を全学年実施。
国立第五小学校	・読書旬間中、朝読書（週4回）を実施。 ・読書カードの作成・活用。 ・読書月間（各学期ごと）の実施。 ・図書委員会による、読書月間推進イベントの実施。 ・一斉読書紹介カードの掲示。 ・低、中、高学年向けの推薦図書を各100冊紹介。 ・教職員の推薦図書を紹介。 ・図書だよりの発行。 ・図書館事業「学校おはなし会」を全クラス（各学期ごと）に実施。 ・上級生による、下級生への交流読み聞かせの実施。 ・保護者ボランティアによる読み聞かせ（朝読書時）を実施。
国立第六小学校	・朝読書（週1回程度）、読書旬間（年2回）を実施。 ・図書館事業「学校おはなし会」を1～4年生のクラスで実施。 ・本の紹介カード（A4サイズ。おすすめの本の絵や内容等を記入する）の作成、活用。 ・図書室だよりの発行。 ・縦割り読書集会の実施。 ・教職員によるお話集会（読み聞かせ）の実施。 ・「読むことに」に関する並行読書の支援。
国立第七小学校	・朝読書（週1回）の実施。 ・1学期に読書週間、2学期に読書月間を実施。 ・読書月間のまとめとして、全児童・教職員がおすすめの本の紹介を書き、廊下に掲示。 ・図書館事業「学校おはなし会」を全クラスで実施。 ・学校図書館だよりの発行。 ・図書委員会が立案した読書推進イベントの実施。

国立第八小学校	・朝読書（週1回）、読書週間（1学期に1週間、2学期に2週間）を実施。 ・読書週間中、全児童がおすすめ本の紹介カードを書いて廊下に掲示。 また、図書委員会が立案した読書活動推進イベントを実施。 ・図書室だより発行（年6回）。 ・発達段階に応じた、読書貯金カード(書名、ページ数を記録できる)を作成、活用。 ・教職員の推薦図書の紹介カードと本をロビーに展示。その後、児童に貸出。
国立第一中学校	・朝読書（毎日）実施。 ・図書便りの発行（毎月）。 ・全国読書週間時に、教職員の推薦図書を図書室便りに掲載し、展示。 ・読書ポスター、ブックトークの実施。
国立第二中学校	・朝読書（ほぼ通年）、読書週間（年2回）の実施。 ・読書週間時に、ポップコンクールや参加型しおりに本の感想を書いたものを応募してもらうイベントを実施。 ・図書委員会による図書だより発行。 ・図書委員によるおすすめの本のポスターを作成、掲示。 ・学年末に、借りた本の年間累計冊数の多い生徒を表彰。
国立第三中学校	・朝読書（毎日）の実施。 ・学級文庫に集団読書用テキストを用意し、朝読書で積極的利用を呼びかけた。 ・図書委員企画による読書イベントを実施（前期、後期に各1回）。 ・学校司書による図書だよりと、図書委員会による図書だよりを定期的に発行。 ・季節や行事にあわせた掲示や展示の実施。

国立市内保育園・幼稚園の状況

1. 読書活動の取組

平成 30 年 4 月実施

施設名	取組内容
なかよし保育園	- 絵本または紙芝居の読み聞かせ（ほぼ毎日）、人形劇（年 2 回）、ペープサート¹²（年 3 回）、パネルシアター¹³（年 4 回）、ブラックシアター¹⁴（年 1 回）、エプロンシアター¹⁵（年 1 回）、職員による劇（年 1 回）、園全体で楽しむお楽しみ会での人形劇（年 1 回） - 各クラスに本棚があり子どもたちが自由に絵本に触れる機会を作っている。
矢川保育園	- 絵本または紙芝居の読み聞かせ（ほぼ毎日）、お話会（図書館から年 1 回） - おはなし（年長児から始める）、劇遊び（日常のあそびの中で）
西保育園	- 絵本または紙芝居の読み聞かせ（0～5 歳児クラスまで、毎日。ただし 0 歳児は月齢数による）、ブラックシアター（年 1 回）、ペープサート（年 1 回） - 絵本から発展させた日常のあそびの中での劇ごっこ、運動会の競技、発表的な劇あそび等、年間を通して取り組んでいる。
東保育園	- 絵本または紙芝居の読み聞かせ（ほぼ毎日）、大型絵本の読み聞かせ（年 5 回）、エプロンシアター（乳児年 4 回）、ペープサート（年 5 回）、パネルシアター（年 2 回）、人形劇（年 1 回）、絵本の貸出（毎日）、職員による劇（年 1 回） - 絵本から発展させたごっこ遊びや劇遊び、人形劇ごっこ、パネルシアター作りなどを日常の中で取り組んでいる。
春光保育園	絵本または紙芝居の読み聞かせ（各クラスで毎日）、パネルシアター、エプロンシアター、ペープサート（月 1 回）、くにたちお話の会によるお話と絵本の読み聞かせ（3～5 才児対象、年 3 回）、劇遊び
国立保育園	絵本または紙芝居の読み聞かせ（毎日）、人形劇（年 1 回）、劇遊び（年 1 回）、園児と保護者への紙芝居の貸出（毎日）、パネルシアター（年 6 回）、エプロンシアター（年 1 2 回）、ペープサート（年 1 0 回）

¹² ペープサート

割りばしなどの木の棒を挟んで厚紙を貼合わせ、表裏にキャラクターを描くなどして作った簡単な人形を使って、おはなしや劇を演じるもの。

¹³ パネルシアター

フланネルやパネル布を貼った舞台（パネルボード）に、不織布に絵を描いた人形を貼ったりはずしたりしてお話や歌遊びを展開します。主に学齢前の子どもたちを対象にする。

¹⁴ ブラックシアター

黒い布と蛍光塗料、ブラックライトを用いた、暗闇で楽しむためのパネルシアター。

¹⁵ エプロンシアター

エプロンをかけて、布で作った人形などをエプロンのポケットから出し入れしながらお話や歌遊びを展開する。主に学齢前の子どもたちを対象にする。

和光保育園	・おはなしの会（3歳児以上、年10回）、仏参・紙芝居の読み聞かせ（4歳児以上、年12回）、人形劇（全クラス、年2回）、その他読み聞かせ等（各クラスにおいて常時）
あいわ保育園	・絵本と紙芝居の読み聞かせ（毎日）、人形劇（年1回）、ペープサート（年4回）、パネルシアター（年3回）、劇遊び（年1回）、劇（年4回）、中央図書館で本を借りる（年5～6回）、くにたちお話の会による読み聞かせ（4・5歳児・年12回）
向陽保育園	・絵本または紙芝居の読み聞かせ（クラスごとに朝夕保育等で毎日。乳児に関しては1対1も大切にしている） ・パネルシアター、エプロンシアター、ペープサート、人形劇、大型絵本、DVD、図鑑などを誕生会や朝夕保育、普段の保育時に実施・全クラス、園舎各コーナーに本棚があり、子どもたち・保護者が自由に絵本に触れる機会を大切にしている。 ・くにたちお話の会による素話と読み聞かせや、保育学生によるパネルシアター、世界の絵本（ワールドライブラリー）を取り入れている。
国立あゆみ保育園	・絵本または紙芝居の読み聞かせ（ほぼ毎日）、人形劇・エプロンシアター・パネルシアター（毎月の誕生会等においていずれかを実施）、劇遊び（2月下旬のお遊戯会に向けて、1月より週3～4回実施）
北保育園	・絵本の読み聞かせ（平日毎日）、大型絵本・紙芝居の読み聞かせ（月2回）、ペープサート・パネルシアター（年12回）、エプロンシアター（年7回）、手袋シアター（年10回）、人形劇（年1回） ・日々のあそびや取り組みの中で劇あそびを行う（11～12月頃に月8回程度）。主に幼児クラスは劇あそびなどの発表会を12月に実施。
国立あおいとり保育園	・絵本または紙芝居の読み聞かせ（各クラスで毎日）、パネルシアター・エプロンシアター・ペープサートを誕生会や季節の行事などの際に実施（月1回）、劇あそびは2月のお遊戯会に向けて、1月より取り組む。
きたひだまり保育園	・絵本の読み聞かせ（平日毎日）、紙芝居・大型絵本の読み聞かせ（月1～2回）、ペープサート・パネルシアター（年3～4回）、エプロンシアター（時々）
こぐまこどものいえ	・絵本または紙芝居の読み聞かせ、ペープサート（年1回）
小百合学園	・絵本または紙芝居の読み聞かせ、おはなし、DVD、劇あそび、パネル、人形劇、エプロンシアター、影絵、絵本貸出、ペープサートを日々の活動でそれぞれ取り入れている
国立音楽大学附属幼稚園	・絵本の読み聞かせ（概ね年60回）、紙芝居の読み聞かせ（年30回）、おはなし会（年10回）、劇あそび（年20回）人形劇（年3回） パネルシアター（年3回） ・絵本の貸出（年長児と年中児対象、年長児は毎週、年中児は二学期より毎週）

国立学園附属 かたばみ幼稚園	・絵本または紙芝居の読み聞かせ(毎日)、影絵(年1回)、エプロンシアター(年2回)、パネルシアター(年2回)、ペープサート(年2回)、くにたちお話の会によるおはなしと絵本の読み聞かせ(年3回)、絵本の貸出(週1回)
つぼみ幼稚園	・絵本の読み聞かせ・紙芝居・おはなし(年中行事について含む)・人形劇・エプロンシアターなど(日替わりでほぼ毎日)、劇遊び(年1回(2月の音楽会で発表))、DVD(年6回)
ママの森幼稚園	・紙芝居の読み聞かせ(毎日)、絵本の読み聞かせ、素話、パネルシアター等を年中行事のお話を朝礼で実施。 ・影絵・人形劇・ペープサート等各学年で絵本の定期購読。
東立川幼稚園	・絵本の読み聞かせ(クラスごと、ほぼ毎日)、職員による絵本を題材にした劇(毎月の誕生会・10月と3月を除く) ・素話(節分に三学年合同)、園庭開放時に大型絵本や紙芝居の読み聞かせ(年10回) ・絵本の貸出活動(週1回。年少は保護者が選び、年中は2学期から子どもが選ぶ・年長は子どもが選ぶ)、保護者への絵本等の貸出(随時) ・図書集計(学年ごとに貸し出した絵本を集計し、年度末に各学年で「図書だより」を作成し、保護者に配布。
国立ふたば幼稚園	・絵本と紙芝居の読み聞かせ(毎日)、エプロンシアター・ペープサート・パネルシアター・職員の劇遊び・大型絵本(毎月1回お誕生日会などにおいて)、DVD(年6回程度)
国立富士見台幼稚園	・絵本または紙芝居の読み聞かせ(毎日)、おはなし会(週1～2回)、劇あそび(月1回)、エプロンシアター(年3回)、ペープサート(年3回)、DVD(年4回)、劇団人形劇(年1回)、パネルシアター(年2回)、絵本の貸出(随時) ・読書スペース(絵本や観察図鑑などを設置)の自由開放と読み聞かせを実施。
文化幼稚園	・絵本と紙芝居の読み聞かせ(毎日)、人形劇(年1回)、素話・パネルシアター(年12回)、16ミリ映写会(年1回年長組)、職員による劇(年1回)、 ・各クラスに本棚があり、毎日自由に読むことができる。

2. 保護者による読書活動の状況

施設名	取組内容
なかよし保育園	図書館の団体貸出本の貸出〔保護者会〕
矢川保育園	人形劇等の企画（年1回）、および図書館の団体貸出を利用〔保護者会〕
西保育園	絵本の購入と貸出〔保護者会〕
東保育園	図書館の団体貸出本の貸出。人形劇の依頼〔保護者会〕
春光保育園	・絵本の貸出（保育のある日は毎日）〔保護者会〕 ・「人形劇を支える会」を中心に、人形劇を実施（年8回）。
あいわ保育園	管理している絵本の貸出〔保護者会〕
向陽保育園	人形劇等の企画（年1回）〔保護者会〕
北保育園	保護者の保育参加・参観時（通年受付）に、絵本・紙芝居などの読み聞かせを実施（年3回）
こぐまこどものいえ	絵本の紹介
つばみ幼稚園	保護者による絵本又は紙芝居の読み聞かせ（年3回）
ママの森幼稚園	・絵本サークルの保護者による絵本の読み聞かせ（各クラス1月に1回） ・保護者のサークル劇団「プーママ」による人形劇（毎月） ・学年毎に各家庭に1冊絵本を持ち帰り（年2回）
東立川幼稚園	・絵本の貸出（年少～年中対象、1学期に週1回） ・絵本講座を企画（6月に東立川保育セミナーの講師を招き、保護者が借りた絵本や子どもが借りてきた絵本を読む時間を大切にしてもらうように働きかけ） ・保護者有志による、在本整理（年度末に実施。知らない絵本に出会う機会になっている） ・年少児にアンケート「お気に入りになった絵本、絵本に関する子どものエピソード」を依頼（年度末）。アンケート内容を、クラス懇談会で話し合い、共有した。
国立ふたば幼稚園	・父親参観に出席した父親による、紙芝居の読み聞かせ（年1回）、 ・母親参観週間に出席した母親による、紙芝居の読み聞かせ（年2回）
国立文化幼稚園	人形劇又は大型紙芝居の読み聞かせ（年1回）

国立市施設の児童書数調査

平成30年7月実施

●市立保育園

施設	児童書数(冊)	利用対象(※)	主な蔵書
なかよし保育園	1,146	乳・幼	絵本・図鑑
矢川保育園	964	乳・幼	絵本・紙芝居
西保育園	940	乳・幼	絵本・紙芝居
東保育園	980	乳・幼	絵本・図鑑

●まちかど絵本棚

西福祉館	160	幼・小	絵本・童話
北福祉館	184	幼・小	絵本・童話・辞典
矢川児童館	91	幼・小	絵本・雑誌
西児童館	211	乳・幼・小	絵本・雑誌
中央児童館	69	乳・幼	絵本・童話
保健センター	46	乳・幼	絵本・雑誌・紙芝居
子ども家庭支援センター	36	乳・幼・小	絵本・雑誌

●その他公共施設

矢川児童館	1,217	幼・小	絵本・童話
西児童館	3,747	乳・幼・小	絵本・童話
中央児童館	3,560	乳・幼・小	絵本・童話
郷土文化館	110	幼・小	歴史漫画・辞典 自然・昔の暮らし

※ 乳…乳児、幼…幼児、小…小学生

国立市内の書店等調査

平成30年7月実施

名称	種別	所在 地区	規模	備考
増田書店	書店	中	497 m ²	
増田書店北口店	書店	北	132 m ²	
銀杏書房	書店	中	30 m ²	洋書専門店
PAPER WALL	書店	北	約 303 m ²	国立駅高架下商業施設『nonowa 国立』内、平成27年度開業。52,000 冊（うち児童書約 5,100 冊）
国立本店	コミュニティー スペース	中	約 25 m ²	週4日開店、本の閲覧スペースとして地域交流を目的に活動。 自然観察会、子ども向けイベント、古本市、朗読会、まちあるき、製本など各種ワークショップを随時企画・開催している。
やまびこ文庫	家庭文庫	富士 見台	66 m ²	個人宅を開放し、1995年より文庫活動を開始（蔵書約5,000冊）。おはなし会や各種季節の行事など、子どもと保護者が一緒に楽しめる企画を定期的に行っている。
ギャラリー ビブリオ	ギャラリー	中	23 m ²	本をテーマに個人宅を改装したギャラリー。本に関連した美術作品の展示販売を行う。絵本原画展や作家の講演会、絵本講座や英語多読講座、古本市などの本にまつわる企画や情報発信をしている。
museum shop T	ギャラリー・ 書店	東	約 50 m ²	地域の文化と本のあるお店をコンセプトとしたギャラリーショップ。アート関係を中心とした様々なジャンルの書籍を販売するとともに、作家の作品やメーカーのプロダクトなども販売している。

第三次国立市子ども読書活動推進計画

平成31（2019）年4月

発行：国立市教育委員会
（くにたち中央図書館）

〒186-0003 東京都国立市富士見台 2-34
TEL 042-576-0161